

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○公共測量の終了の通知.....	(建設部総務課)	80
○公共測量の実施の通知.....	(建設部総務課)	80
○道路の区域の変更.....	(道路整備課)	80
○公有水面の埋立ての免許.....	(砂防災害課)	80
○土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出.....	(都市環境課)	81

公 表

○知事表彰の受賞者.....	(人事課)	81
○北海道卸売市場整備計画の一部変更.....	(地域産業課)	82

支 庁 告 示

○一般競争入札の実施.....	83
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	84

道教育庁檜山教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	84
----------------------	----

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	85
-------------------------	----

道警察北見方面本部告示

○指名競争入札の資格に関する公示.....	91
-----------------------	----

目 次

規 則

○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則.....	(自然環境課)	67
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	(自然環境課)	68
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則.....	(医療政策課)	68
○肥料取締法施行細則の一部を改正する規則.....	(農業改良課)	68

訓 令

○北海道庁舎自衛消防警備規程の一部を改正する訓令.....	(総務部総務課)	68
○食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令.....	(食品衛生課)	69

告 示

○一般競争入札による道有財産(土地)の売り払い.....	(管財課)	69
○公募抽選による道有財産(土地)の売り払い.....	(管財課)	70
○有害興行の指定.....	(生活文化・青少年室)	71
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	(生活振興課)	71
○一般競争入札の実施.....	(国民健康保険課)	72
○救急病院及び救急診療所からの申出の撤回の届出.....	(医療政策課)	73
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....	(医療政策課)	73
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出.....	(地域産業課)	74
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(2件).....	(地域産業課)	74
○平成15年てん菜生産振興計画の概要.....	(農産園芸課)	77
○家畜伝染病の発生.....	(酪農畜産課)	77
○第11次定置漁業権漁場計画の樹立.....	(漁業管理課)	77
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	77
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....	(治山課)	78
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(2件).....	(治山課)	78
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	79
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	79
○基本測量の実施の通知.....	(建設部総務課)	80

規 則

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第116号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則
北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)の一部を次のように改正する。

第28条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 独立行政法人水資源機構

第28条中第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則第28条第4号の規定は、平成15年10月1日から適用する。

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第117号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第32条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 独立行政法人水資源機構

第32条中第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第32条第4号の規定は、平成15年10月1日から適用する。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第118号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）の一部を次のように改正する。

第6条の4中「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第19条に規定する知的障害者援護施設のうち心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する」に改める。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

第7条の3中「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第19条に規定する知的障害者

援護施設のうち心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成15年10月1日から適用する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第119号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和38年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第7号」に改める。

第3条第1項中「第4号」を「第6号」に改め、同条第2項中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

北海道訓令第26号

庁 中 一 般
石 狩 支 庁

北海道庁舎自衛消防警備規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道庁舎自衛消防警備規程の一部を改正する訓令

北海道庁舎自衛消防警備規程（昭和40年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

北海道本庁舎等防火管理規程

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「本庁庁舎等」を「北海道本庁舎、旧北海道本庁舎、道庁別館、北海道庁別館西棟及び北海道庁西18丁目別館（以下「本庁舎等」とい

う。）」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条を削る。

第3条中「本庁庁舎等」を「本庁舎等」に改め、「業務」の次に「（以下「防火管理業務」という。）」を加え、「同法」を「同項」に改め、「防火管理者」の次に「（以下「防火管理者」という。）」を加え、同条を第2条とする。

第4条中「本庁庁舎等」を「本庁舎等」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（防火管理業務の実施等）

第4条 防火管理者の指定、本庁舎等の防火管理業務の実施及び自衛消防隊の運営については、別に定める消防計画によるものとする。

第5条を削る。

附 則

この訓令は、平成15年10月17日から施行する。

北海道訓令第27号

保健福祉部
保健所

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令

食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「から第24条まで」を「、第23条第1項若しくは第24条」に改める。

第11条を削る。

附 則

この訓令は、平成15年10月17日から施行する。

告

示

北海道告示第1817号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(㎡)	入札執行日時
函館 - 1	函館市上野町5番67	454.02	平成15年11月18日午後1時30分
八雲 - 1	八雲町東町115番	391.82	平成15年11月19日午前11時
標茶 - 1	標茶町常盤7丁目5番	806.83	平成15年11月20日午後1時30分

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 函館 - 1、八雲 - 1

函館市美原4丁目6番16 北海道渡島支庁総務部会計課管財係
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2224

- (2) 標茶 - 1

釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁総務部会計課管財係
電話番号 0154 - 41 - 1131 内線 2224

4 入札執行の場所

- (1) 函館 - 1

函館市美原4丁目6番16 北海道渡島合同庁舎4階研修室

- (2) 八雲 - 1

八雲町末広町120番地 北海道八雲保健所会議室

- (3) 標茶 - 1

釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁庁舎応接室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該

契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 函館 - 1、八雲 - 1

提出期限 平成15年11月14日（金）

提出場所 北海道渡島支庁総務部会計課管財係

(2) 標茶 - 1

提出期限 平成15年11月18日（火）

提出場所 北海道釧路支庁総務部会計課管財係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1818号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積(m ²)	売却価格	抽 選 日 時
苫小牧 - 2	苫小牧市元町1丁目125番1	宅地	186.70	2,960,000円	平成15年11月21日午後2時

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

(1) 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。

(2) 応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行なうことができる。

(3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならない。

(5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

苫小牧 - 2

室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁総務部会計課管財係

電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 2224

5 公募抽選の場所

苫小牧 - 2

苫小牧市旭町2丁目8番15号 苫小牧道税事務所2階会議室

6 公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

苫小牧 - 2

提出期限 平成15年11月19日（水）

提出場所 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁総務部会計課管財係

電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 2224

7 買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9 抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1819号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	ナース姉妹 桃色診察室	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	義母レズー 一息子交換ー	新日本映像		
同	三十路スチュワーデス 敏感名器	同		

北海道告示第1820号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
ワニワニクラブの仲間達の会	吉田 淑恵	室蘭市輪西町2丁目5番1号	この法人は、育児サークルの運営や育児に関する相談、情報交流を通じて子育て中の父母を支援し、子供達のすこやかな成長に寄与するとともに、地域全体で子育てを支え合えるような地域社会づくりに貢献することを目的とする。	平成15. 9. 1
札幌ブロスキースクール	高橋 利実	札幌市南区北の沢1897番地225	この法人は、障害者に対して、スキーを中心とした各種スポーツ指導・推進などに関する事業を行い、スポーツを通じて健常者、障害者の区別することのない社会構築に寄与することを目的とする。	同 15. 9. 3
札幌ビズカフェ	宮田 昌利	札幌市北区北7条西4丁目5番1号	この法人は、地域の起業を目指す人々や新たな事業分野の開拓を目指す中小	同 15. 9. 9

		新伊藤ビル2階	企業、研究機関などを対象に、起業などに必要な各種情報の提供に関する事業や、法務・経済情報に関する講習会など地域産業を活発にするための事業を実施すると共に、異業種間や各種研究機関と個人・企業の間での情報の交換、集積、共有を行うことができる場としての「ビズカフェ」の運営と産業情報のネットワーク化に関する事業の実施を通じて、情報の資源化の推進と共有・集積した情報を活用した新たな産業分野の創出を支援する事業を行い、もって地域社会の情報化の推進と地域経済の活性化に資することを目的とする。	
渚滑川とトラウトを守る会	扇谷 勝	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地5条通2丁目19番地	この法人は、釣り人の資質向上を図るなどのスポーツフィッシングの振興に関する事業や、渚滑川環境保全に関する事業を行い、地域の人々や渚滑川に訪れる多くの人々に川が人間に与える豊かさや価値を伝え、渚滑川を愛する人々の輪を広げることで、スポーツの振興と環境の保全に寄与することを目的とする。	同 15. 9. 11
地域で一緒に暮らそう会	大野 晴美	河東郡音更町十勝川温泉北13丁目3番地	この法人は、知的障害者（児）・身体障害者（児）を介護している家族に対して、一時的又は一定の期間、介護等から開放することにより、日頃の心身の疲れを回復できるようにする事業を提供し、知的障害者（児）・身体障害者（児）と家族の地域生活支援の充実に寄与する事を目的とする。	同 15. 9. 16
伝成館まちづくり協議会	飯島 実	標津郡中標津町桜ヶ丘1丁目	この法人は、根釧農業試験場旧庁舎の歴史的意義に鑑み、その保存をする。また、根釧地域の歴史、情報、食文化、地域産業の企業家支援などの取り組みを通して、まちづくりに寄与することを目的とする。	同
退職金・企業年金アドバイザーズネット	北川 悟	札幌市中央区南1条西14丁目1番地1	この法人は、広く企業の事業主及び事業所の従業員や一般の人々を対象にして、退職金・企業年金制度に関する普	同

ワーク北海道			及啓発・改善や従業員などに対する教育活動の実施を通じて、もって企業の健全な発展と、従業員や一般の人々が安定した老後を送るための環境作りに寄与することを目的とする。	
瀬棚・自然子どもの家	今西 一憲	瀬棚郡瀬棚町字共和209番地の4	この法人は、主に要養護児童に対して、その養育及び自立の為の援助や親子関係の調整を行い、児童養護の向上と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	平成15. 9.16
オホーツクスポーツクラブ	半澤 圭一	網走市潮見10丁目2番11号	この法人は、地域住民に対して、各種スポーツ及び音楽に関する事業を行い、生涯スポーツの推進を図り、健康で明るく住みよいまちづくりに寄与すると共に、将来豊かな子供たちに「豊かな心を育てる」、「心身の健全なる育成」を図ることを目的とする。	同 15. 9.17

北海道告示第1821号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量 国民健康保険事業PRステッカー制作・掲出業務一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成16年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年10月1日現在において引き続き2年以上ステッカーの制作及び掲出等の事業を営んでいること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成15年10月17日から27日まで

- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部国民健康保険課

- (3) 審査を行なったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁6階保健福祉部1号会議室

- (2) 入札日時 平成15年10月31日（金）午後2時

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部国民健康保険課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部国民健康保険課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 162

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1822号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

医療法人井上病院（札幌市中央区） 国立療養所北海道第一病院（亀田郡七飯町）
医療法人社団八軒整形外科（札幌市西区） 医療法人恵池会遠軽中央病院（紋別郡遠軽町）
北見脳神経外科病院（北見市） 医療法人社団全人会菊地記念病院（紋別郡遠軽町）
医療法人澤泉病院（留萌市）

北海道告示第1823号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項札幌鉄道病院の事項、J A北海道厚生連札幌厚生病院の事項及び札幌医科大学医学部附属病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改め、同項医療法人井上病院の事項を削り、同項医療法人社団隆仁会安井整形外科病院の事項の次に次の一事項を加える。

特定医療法人北楡会開成病院 札幌市北区北33条西6丁目2番35号 平成18.9.30
札幌市の項医療法人社団小林外科病院の事項の次に次の一事項を加える。

札幌北脳神経外科 札幌市北区新琴似6条17丁目7番10号 平成18.9.30

札幌市の項社会福祉法人聖母会天使病院の事項中「社会福祉法人聖母会天使病院」を「医療法人社団カレスアライアンス天使病院」に改め、同項北愛医院の事項を削る。

札幌市の項医療法人菊郷会札幌センチュリー病院の事項及び医療法人東札幌病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改め、同項札幌月寒病院の事項中「札幌月寒病院」を「医療法人社団光進会札幌月寒病院」に改め、同項医療法人社団展望会展望台整形外科の事項の次に次の一事項を加える。

医療法人医仁会中村記念南病院 札幌市南区川沿2条2丁目3番1号 平成18.9.30
札幌市の項医療法人社団八軒整形外科の事項を削り、医療法人社団北央病院の事項の次に次の一事項を加える。

医療法人社団翔嶺館新札幌聖 札幌市厚別区厚別東4条2丁目1番30号
陵ホスピタル

札幌市の項医療法人厚翔会桜台病院の事項、医療法人新さっぽろ脳神経外科病院の事項及び医療法人秀友会札幌秀友会病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

函館市の項市立函館病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

小樽市の項医療法人ひまわり会札幌病院の事項及び市立小樽第二病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

旭川市の項J A北海道厚生連旭川厚生病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

北見市の項小林病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改め、同項北見脳神経外科病院の事項を削る。

網走市の項医療法人明生会網走脳神経外科病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

留萌市の項医療法人澤泉病院の事項を削る。

江別市の項医療法人社団野幌病院の事項中「医療法人社団野幌病院」を「医療法人英生会野幌病院」に改める。

滝川市の項医療法人幸陽会中垣脳神経外科病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

砂川市の項及び登別市の項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

石狩市の項はまなす外科医院の事項中「はまなす外科医院」を「医療法人社団はまなす医院」に改める。

七飯町の項を削る。

美深町の項J A北海道厚生連美深厚生病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に

改める。

豊富町の項の次に次の一事項を加える。

礼文町 礼文町国民健康保険船泊診療 礼文郡礼文町大字船泊村ウエ 平成18. 9.30
所 ナイホ413番地

小清水町の項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

遠軽町の項医療法人恵池会遠軽中央病院及び医療法人社団全人会菊地記念病院の事項を削る。

上湧別町の項医療法人社団耕仁会曾我病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

洞爺村の項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改める。

音更町の項医療法人社団幸北病院アネックスの事項中「医療法人社団幸北病院アネックス」を「医療法人社団宏明館幸北病院」に改める。

北海道告示第1824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月17日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）愛国東ショッピングセンター 釧路市愛国東1丁目10番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 朋治 帯広市西22条北1丁目13番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社 福 原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
（未定）		

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年6月7日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,302㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 108台

イ 駐輪場の収容台数 32台

ウ 荷さばき施設の面積 203㎡

エ 廃棄物保管施設の容量 43㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の出入口の数 2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成15年10月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年10月17日（金）から平成16年2月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(4) そ の 他 縦覧については、釧路市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については釧路市へ問い合わせること。

北海道告示第1825号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月17日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ポスフル 代表取締役 大川 祐一

札幌市白石区本通2 1丁目南 1番10号

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル春光店 旭川市春光町10番地ほか

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 (変更前) 午前10時 (年間60日午前9時) (変更後) 午前9時

閉店時刻 (変更前) 午後8時 (年間60日午後9時) (変更後) 午後9時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分 (年間60日午前8時30分) から午後8時30分 (年間60日午後9時30分) まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時まで

エ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ポスフル	札幌市白石区本通21丁目南 1番10号	代表取締役 大川 祐一
山田植木株式会社	旭川市3条通13丁目左 5号	代表取締役 山田 始
株式会社 赤 松	旭川市3条通8丁目右 1号	代表取締役 高木 敏伸
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川一丁目22番15号	代表取締役 高田 覚司
株式会社壺屋総本店	旭川市忠和5条6丁目5番3号	代表取締役 村本 洋
株式会社ミュージックショップ國原	旭川市2条通8丁目右 1号	代表取締役 奥長 敏雄
株式会社 イ シ ベ	旭川市神楽岡 8条5丁目2番 8号	代表取締役 石部 直幸
株式会社さがわ商会	旭川市6条通8丁目左 1号	代表取締役 佐川 徹
株式会社 ム ラ タ	札幌市厚別区厚別南 2丁目11番地31号	代表取締役 村田 晃啓
株式会社旭川時計店	旭川市3条通8丁目右 5号	代表取締役 藤原 邦彦
株式会社ナカニシ	鳥取市富安 2丁目70番地	代表取締役 中西 弘
秋 元 浩 一	旭川市神楽 5条5丁目2番 8号	
株式会社 さ が 美	横浜市港南区下永谷 6丁目2番11号	代表取締役社長 石田 敏彦
株式会社 セ ラ ビ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3丁目28番 1号	代表取締役 安武 潤

株式会社 キング	京都市下京区東塩小路高倉町 2の1	取締役社長 山田 幸雄
有限会社エイチ.エー.コーポレーション	旭川市末広 1条1丁目 1番 5号	代表取締役 朝光 陽子

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 13,085㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

a 駐車場の収容台数 800台

b 駐輪場の収容台数 285台

c 荷さばき施設の面積 525㎡

d 廃棄物等の保管施設の容量 284㎡

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

a 駐車場の自動車の出入口の数
8箇所 (出入口3箇所、入口2箇所、出口3箇所)

b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

オ 変更する年月日 平成15年10月 1日

(2) 届出年月日 平成15年 9月30日

2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東栄株式会社 代表取締役 松山 宏 旭川市2条通9丁目233番地 1

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル永山店 旭川市永山 3条12丁目 5 5番 1ほか

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 (変更前) 午前10時 (年間60日午前9時) (変更後) 午前9時

閉店時刻 (変更前) 午後8時 (年間60日午後9時) (変更後) 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平面駐車場 (変更前) 午前9時 (年間60日午前8時) から午後9時 (年間60日午後10時) まで

(変更後) 午前7時30分から翌午前0時30分まで

立体駐車場 (変更前) 午前9時 (年間60日午前8時) から午後9時 (年間60日午後10時) まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時まで

エ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ボスフル	札幌市白石区本通21丁目南1番10号	代表取締役 大川 祐一
有限会社酒倶楽部	旭川市永山7条5丁目3番16号	代表取締役 福田 正美
株式会社吉川園	旭川市6条通12丁目右6号	代表取締役 吉川 昌志
株式会社イシバ	旭川市神楽岡8条5丁目2番8号	代表取締役 石部 直幸
株式会社ブラザクリエイト	東京都千代田区5番町1番地 市ヶ谷大塚ビル6F	代表取締役社長 大島 康広
岡 田 敏 昭	旭川市永山4条6丁目1番1号	
有限会社ショップみやた	旭川市永山2条22丁目3番22号	代表取締役 宮田 雅代
株式会社壺屋総本店	旭川市忠和5条6丁目5番3号	代表取締役 村本 洋
前 山 茂 作	旭川市3条通16丁目右1号	
有限会社藤井クリーニング	旭川市永山3条20丁目	代表取締役 藤井 宇平
株式会社大西時計店	旭川市6条通8丁目左1号	代表取締役 大西 勝一
株式会社ナカニシ	鳥取市富安2丁目70番地	代表取締役 中西 弘
株式会社キング	京都市下京区東塩小路高倉町2の1	取締役社長 山田 幸雄
三起商行株式会社	大阪府八尾市若林町1丁目76番2号	代表取締役 木村 久一
株式会社ミュージックショップ國原	旭川市2条通8丁目右1号	代表取締役 奥長 敏雄
株式会社ムラタ	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号	代表取締役 村田 晃啓

- (イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 14,004㎡
- (ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- a 駐車場の収容台数 861台
- b 駐輪場の収容台数 170台
- c 荷さばき施設の面積 657㎡
- d 廃棄物等の保管施設の容量 121㎡
- (エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- a 駐車場の自動車の出入口の数 6箇所（入口3箇所、出口3箇所）
- b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後8時まで
- オ 変更する年月日 平成15年10月1日

- (2) 届出年月日 平成15年9月30日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道上川支庁商工労働観光課及び旭川市商業課
- (2) 縦覧期間 平成15年10月17日（金）から平成16年2月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
- (3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1826号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月17日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
妹尾商店愛国ストアー 釧路市愛国西3丁目39番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社妹尾商店 代表取締役 村上 良幸 釧路市新橋大通1丁目2番15号
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
（変更後）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
- イ 来客が駐車場を利用できる時間帯
（変更前）午前8時50分から午後8時15分まで
（変更後）午前8時50分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）1箇所 （変更後）2箇所
- (4) 変更する年月日 平成15年10月1日

(5) (3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社妹尾商店 代表取締役 村上 良幸 釧路市新橋大通 1 丁目 2 番 1 5 号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,499㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 43台

(イ) 駐輪場の収容台数 15台

(ウ) 荷さばき施設の面積 39㎡

(エ) 廃棄物保管施設の容量 21㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

2 届出年月日 平成15年 9 月 30 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年10月17日(金)から平成16年2月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

北海道告示第1827号

甘味資源特別措置法(昭和39年法律第41号)第9条第1項の規定により、平成15年てん菜生産振興計画をたて、農林水産大臣に協議して了したので、同条第5項に基づき、その計画書を北海道農政部農産園芸課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1828号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2	天塩郡豊富町字徳満番外地	平成15. 9. 1

同	同	同	2	川上郡標茶町字ヌマオ口原野基線88番地7	同 15. 9. 3
同	同	同	1	野付郡別海町中春別32番地の39	同
同	同	同	7	白糠郡白糠町茶路基線92番地3	同 15. 9. 8
同	同	同	1	紋別郡雄武町字幌内668番地	同 15. 9. 9
同	同	同	8	根室市歯舞2丁目179番地	同
同	同	同	1	網走郡美幌町字豊岡241番地4	同 15. 9. 16
同	同	同	1	足寄郡陸別町字上陸別東9線16番地	同
同	同	同	1	河東郡士幌町字士幌幹西2線169番地17	同 15. 9. 17
同	同	同	3	河西郡中札内村常盤西1線275番地の4	同
同	同	同	1	河東郡鹿追町東瓜幕西19線26番地6	同 15. 9. 18
同	同	同	1	川上郡弟子屈町字仁多41線37番地	同
同	同	同	1	虻田郡留寿都村字向丘121番地	同 15. 9. 22
同	同	同	1	富良野市字下フラヌイ1694番地の723	同
同	同	同	7	紋別郡西興部村字奥興部444番地2	同 15. 9. 24
同	同	同	1	河東郡鹿追町瓜幕西28線25番地	同
同	同	同	1	同 瓜幕西27線26番地	同
同	同	同	1	足寄郡足寄町喜登牛694番地	同 15. 9. 30
同	同	同	2	河東郡鹿追町北鹿追北12線4番地	同

北海道告示第1829号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、網走海区における定置漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成16年2月1日
- 2 申請期間 平成15年10月30日から11月28日 午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
(免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、網走支庁経済部水産課及び網走海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1830号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町字早川496の1・497の1から497の3まで・497の6・498の1・500の1・500の4・501の1

（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、497の5、498の2、500の2

- (2) 指 定 の 目 的 魚つき
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字歌別628の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 魚つき
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字歌別628の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1831号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 茅部郡砂原町字紋兵エ砂原600の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び砂原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1832号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 静内郡静内町字豊畑1001の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 干害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字豊畑1001の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1833号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 登別市美園町6丁目47の1
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡女満別町字大東328の2、329の2、330の2
 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第1834号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉110の3（次の図に示す部分に限る。）
 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 3 解除の理由 水道事業用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1835号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字古部179（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 (3) 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字古部179（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 魚つき

- (3) 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 (3) 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道檜山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌168の68（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 (3) 解除の理由 農道用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 5(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡上士幌町字居辺207（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 (3) 解除の理由 農道用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1836号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 網走郡美幌町字栄森38の1（次の図に示す部分に限る。）
 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 3 解除の理由 排水路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美幌町役場に備え置

いて縦覧に供する。）

北海道告示第1837号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高制度三次元測量）
- 2 作業期間 平成15年10月20日から平成16年1月23日まで
- 3 作業地域 釧路市、帯広市、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町、清水町、芽室町、忠類村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町、白糠町及び音別町

北海道告示第1838号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年6月16日から9月25日まで
- (3) 作業地域 佐呂間町、丸瀬布町及び白滝村
- 2(1) 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年6月18日から9月15日まで
- (3) 作業地域 留辺蘂町
- 3(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年6月20日から9月18日まで
- (3) 作業地域 北見市及び美幌町

北海道告示第1839号

次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年9月25日から平成16年2月2日まで
- (3) 作業地域 大野町
- (4) 実施者名 函館開発建設部長

- 2(1) 作業種類 公共測量（公共基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年10月15日から平成16年2月15日まで
- (3) 作業地域 札幌市
- (4) 実施者名 札幌市長

北海道告示第1840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 釧路鶴居弟子屈線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
阿寒郡鶴居村字雪裡原野北3線東		前	19.08mから46.39mまで	939.00m	—
23番2地先から阿寒郡鶴居村字雪		後	19.08mから46.39mまで	939.00m	—
裡原野北4線東17番2地先まで		後	21.04mから84.61mまで	900.00m	—

北海道告示第1841号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

その関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、閲覧に供する。

平成15年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許年月日 平成15年10月8日
- 2 免許を受けた者
 - (1) 名称 ウトロ漁業協同組合
 - (2) 住所 斜里郡斜里町ウトロ東117番地

(3) 代表者の氏名 代表理事組合長 今井 鐵男

3 埋立区域

(1) 位 置 斜里郡斜里町ウトロ西176番地先の公有水面

(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面 積 5,058.37㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 斜里郡斜里町ウトロ西176番地先の公有水面

(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面 積 9,259.78㎡

5 埋立地の用途 漁港関連施設用地

北海道告示第1842号

音更町南宝来土地区画整理組合から、帯広圏都市計画事業音更町南宝来土地区画整理事業に係る換地処分をした旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定による届出があった。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市(区)町村名	氏名又は団体名	功績の内容
旭川市	佐藤元彦	調理師功勞
札幌市西区	石黒義雄	同
釧路市	星野計之	同
天塩町	武田ツジ	同
芦別市	請川勝也	同
釧路市	新野隆根	同
当別町	内海英徳	同
室蘭市	市原正雄	同
苫小牧市	大野理吉	同

帯広市 土屋廣久 優良調理師

北海道産業貢献賞

市(区)町村名	氏名又は団体名	功績の内容
札幌市豊平区	萩野正	認定職業訓練功勞
同 北区	大澤健一	同
恵庭市	佐藤勝保	同
札幌市北区	竹村義博	同
函館市	小野章治	同
深川市	青柳純一	同
東神楽町	桑原義彦	同
遠軽町	葛西英俊	同
同	佐藤忠	同
北見市	高木恭俊	同
苫小牧市	石田大蔵	同
帯広市	倉金征治	同
釧路市	熊谷敏幸	同
札幌市中央区	手塚孝雄	卓越した技能者
北広島市	淺野武美	同
江別市	工藤典美	同
札幌市豊平区	鈴木久子	同
同 北区	高橋孝三	同
同	森田外彦	同
北広島市	藤田靖仁	同
函館市	葛西松夫	同
同	絹川誠一	同
北檜山町	佐々木秀雄	同
旭川市	成田満	同
同	岩戸武	同
北見市	松永喜和	同
室蘭市	齊藤健一	同
登別市	吉田勅	同
室蘭市	久保田清	同
同	大澤幸一郎	同
苫小牧市	沖中幸子	同

苫小牧市	佐伯 寛	卓越した技能者
同	日向 正雄	同
同	本間 國男	同
同	池添 忠	同
同	北村 昌美	同
根室市	佐藤 正	同
札幌市東区	北海道自動車共済協同組合	商工鉦業功労者
旭川市	旭川地方採石共販協同組合	同
小樽市	小樽市アパート業協同組合	同
旭川市	旭川広告デザイン協議会	同
札幌市中央区	中島 毅	同
同 白石区	朝倉 幹雄	同
苫小牧市	山田 邦道	同
伊達市	池田 富昭	同
帯広市	合田 賢二	同
名寄市	木賀 義晴	同
苫小牧市	藤田 博章	同
遠軽町	佐々木 雅昭	同
留寿都村	石川 博義	同
旭川市	中村 彰利	同
鶴川町	新田 富夫	同
豊富町	木下 耕一	同
札幌市白石区	川原 宏一郎	同
同 中央区	千葉 一男	同
千歳市	五十嵐 宏	同
札幌市豊平区	柴田 信一	同
同 中央区	(故)佐藤 三男	同
千歳市	落合 幸四郎	同
同	山本 良平	同
札幌市北区	下村 晃	同
函館市	泉 清治	同
熊石町	斉藤 實	同
蘭越町	室野 眞	同
小樽市	刀禰 英輔	同

旭川市	新川 喜三郎	同
名寄市	野村 義正	同
富良野市	吉田 勉	同
中富良野町	植田 晴也	同
増毛町	田谷 克弘	同
利尻富士町	佐藤 純夫	同
北見市	山中 勲	同
室蘭市	宗 嘉輝	同
帯広市	宮本 隆夫	同
釧路市	藤田 卓也	同
札幌市西区	小野寺 教泰	同
同 白石区	松宮 國彦	同
同 中央区	木野口 功	同
同 東区	渡辺 貢	同
同 中央区	勇崎 俊明	同
旭川市	吉竹 脩男	同
同	野原 寿二	同
札幌市南区	蝦名 貢	同
岩見沢市	岩見沢市観光協会	観光事業功労者
知内町	佐藤 昌介	同
旭川市	荒井 宏	同
小清水町	八木 宗利	同
蘭越町	武田 祥宏	同
仁木町	妹尾 輝志	同
広尾町	立川 強	同
函館市	石黒 義男	同
虻田町	大西 墳夫	同
函館市	中野 豊	同

平成14年3月1日北海道公表（北海道卸売市場整備計画）の一部を次のとおり変更した。
平成15年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 変更年月日 平成15年10月3日
- 2 変更の内容
 - (1) 第3卸売市場の適正な配置の方針3卸売市場配置計画の表 - 19卸売市場配置計画の稚

内市の項⑫丸北稚内魚菜地方卸売市場の事項整備方針の整備予定年度前期の欄及び後期の欄

整備予定年度前期 変更前 15～16 変更後 16～17

整備予定年度後期 変更前 変更後 18

(2) 第3卸売市場の適正な配置の方針3卸売市場配置計画の表-19卸売市場配置計画の枝幸町の項⑬枝幸魚地方卸売市場(産)の事項整備方針の市場の整備計画の欄及び整備予定年度後期の欄

市場の整備計画 変更前 存置 変更後 存置整備

整備予定年度後期 変更前 変更後 18

(3) 第3卸売市場の適正な配置の方針3卸売市場配置計画の表-19卸売市場配置計画の紋別市の項⑭紋別漁業協同組合地方卸売市場(産)の事項整備方針の市場の整備計画の欄、整備予定年度前期の欄及び後期の欄

市場の整備計画 変更前 存置 変更後 存置整備

整備予定年度前期 変更前 変更後 17

整備予定年度後期 変更前 変更後 18～22

(4) 第3卸売市場の適正な配置の方針3卸売市場配置計画の表-19卸売市場配置計画の興部町の項⑮沙留漁業協同組合地方卸売市場(産)の事項整備予定年度前期の欄及び後期の欄

整備予定年度前期 変更前 15～16 変更後 17

整備予定年度後期 変更前 変更後 18～22

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第29号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年10月17日

北海道網走支庁長 毛利 明 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 ホイルローダ 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 入札説明書による。

(4) 納入場所 北海道網走支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次にいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階2号会議室(送付による場合は、郵便番号093-8585 北海道網走支庁総務部会計課)

(2) 入札日時 平成15年11月4日(火)午後3時(送付による場合は、平成15年10月31日(金)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道胆振支庁告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年10月17日

北海道胆振支庁長 野 村 昌 信

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字遠浅775番24
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町大町95番地 早来町長 出口 明
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月5日 胆建指第13 - 4号

道教育庁檜山教育局告示

北海道教育庁檜山教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月17日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 54台（32台×1校、22台×1校）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成16年1月5日（月）

(4) 納 入 場 所 北海道奥尻高等学校及び北海道熊石高等学校

(5) 契 約 期 間 平成16年1月5日から3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で、平成21年12月28日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月17日（金）から30日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎別館4階講堂（送付による場合は、郵便番号 043 - 8558 北海道教育庁檜山教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年11月13日（木）午前11時（送付による場合は、平成15年11月12日（月）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- 入札保証金は、免除する。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成15年北海道教育庁檜山教育局告示第6号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
イ 所在地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
A . Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 54 (32,22) 1set
B . Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., November 13, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than November 12)
C . Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Hiyama District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 336-3 Zinya-cho Esashi-cho Hiyama-Gun, Hokkaido, 043-8558, Japan
Phone : 01395-2-1010 Extension 3115

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第138号
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。
平成15年10月17日
北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新井 悠 司	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型 式 の 型 式 名	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	概 要	製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30074400
	検 定 年 月 日	平成15年10月17日	
	検 定 番 号	第30074400号	

2	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	5	要	型式試験番号	34039100
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン		検 定 年 月 日	平成15年10月17日	
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司		検 定 番 号	第34039100号	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 石 原 昌 幸
		型 式 名		CR少林麻雀SA	製造又は検査を行 う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
		製造業者名		株式会社ニューギン	型 式 名	回胴式遊技機
	型式試験番号	30073300		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	検 定 年 月 日	平成15年10月17日		型 式 名	オウゴンシンG	
検 定 番 号	第30073300号	製造業者名	株式会社オリンピア			
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	型式試験番号	34061600			
3	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	検 定 年 月 日	平成15年10月17日		
	代表者の氏名	代表取締役 里 見 治	検 定 番 号	第34061600号		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代表者の氏名	代表取締役 石 原 昌 幸	
		型 式 名	ワンタッチャブルF	製造又は検査を行 う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038	
		製造業者名	サミー株式会社	型 式 名	回胴式遊技機	
	型式試験番号	34059400	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	検 定 年 月 日	平成15年10月17日	型 式 名	メザセドキドキジマ		
	検 定 番 号	第34059400号	製造業者名	株式会社オリンピア		
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	型式試験番号	34061700			
4	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	検 定 年 月 日	平成15年10月17日		
	代表者の氏名	代表取締役 里 見 治	検 定 番 号	第34061700号		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	
		型 式 名	キングオブバイキングF	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
		製造業者名	サミー株式会社			

7	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR EⅢコレクションHF14
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30070200	
	検定年月日	平成15年10月17日	
	検定番号	第30070200号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 岸 勇 夫	
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
8	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR EⅢコレクションFZ
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30071500	
検定年月日	平成15年10月17日		
検定番号	第30071500号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 岸 勇 夫	
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
9	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR EⅢコレクションM
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30069600	
	検定年月日	平成15年10月17日	
	検定番号	第30069600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	

10	代表者の氏名		代表取締役 岸 勇 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR EⅢコレクションHX
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30070000	
検定年月日	平成15年10月17日		
検定番号	第30070000号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 岸 勇 夫	
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
11	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR EⅢコレクションMX
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30069000	
検定年月日	平成15年10月17日		
検定番号	第30069000号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
代表者の氏名		代表取締役 新 井 悠 司	
製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
12	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRサイボーグ009LA
		製造業者名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	30072800	
検定年月日	平成15年10月17日		
検定番号	第30072800号		

13	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	16	要	型式試験番号	34062100	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事		検 定 年 月 日	平成15年10月17日		
	代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫		検 定 番 号	第34062100号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ	
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		代表者の氏名	代表取締役 福 田 貞 夫
	型 式 の 概 要	型 式 名		サンダーパード3	製造又は検査を行う 事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
		製造業者名		株式会社藤商事	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式試験番号	34062700		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	型 式 名	アンザイヒロコノオウゴンノヒホウ
	検 定 年 月 日	平成15年10月17日		型 式 名	アンザイヒロコノオウゴンノヒホウ	製造業者名	株式会社エレコ
検 定 番 号	第34062700号	製造業者名	株式会社エレコ	型式試験番号	34055400		
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	型式試験番号	34055400	検 定 年 月 日	平成15年10月17日		
14	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	検 定 番 号	第34055400号			
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間			
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 アビリット株式会社			
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	代表者の氏名	代表取締役 濱 野 準 一	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	製造又は検査を行う 事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32		
	型 式 の 概 要	型 式 名	EⅢコレクションG	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		製造業者名	マルホン工業株式会社	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	型式試験番号	30070100	型 式 名	ミラクルボンバー-30	製造業者名	アビリット株式会社	
	検 定 年 月 日	平成15年10月17日	製造業者名	アビリット株式会社	型式試験番号	34061200	
	検 定 番 号	第30070100号	型式試験番号	34061200	検 定 年 月 日	平成15年10月17日	
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	検 定 年 月 日	平成15年10月17日	検 定 番 号	第34061200号		
15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間			
	代表者の氏名	代表取締役 福 田 貞 夫	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和			
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地		代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	型 式 の 概 要	型 式 名	オサルノチョウゴクウCY	製造業者名	株式会社エレコ		
		製造業者名	株式会社エレコ	型式試験番号	34061200		

18	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR・サンダーゾーンT J
		製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	30070400	
	検定年月日	平成15年10月17日	
	検定番号	第30070400号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
19	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名		代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR・サンダーゾーンM J	
	製造業者名	株式会社平和	
	型式試験番号	30070500	
	検定年月日	平成15年10月17日	
	検定番号	第30070500号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
20	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名		代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR・サンダーゾーンF J	
	製造業者名	株式会社平和	
	型式試験番号	30070800	
	検定年月日	平成15年10月17日	
	検定番号	第30070800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾	
代表者の氏名		代表取締役 内ヶ島 敏博	

21	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区鳶元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR男浜幸日本-C	
	製造業者名	株式会社高尾	
	型式試験番号	30076100	
検定年月日	平成15年10月17日		
検定番号	第30076100号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
22	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役 内ヶ島 敏博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区鳶元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR男浜幸日本-W	
	製造業者名	株式会社高尾	
	型式試験番号	30068600	
	検定年月日	平成15年10月17日	
	検定番号	第30068600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	
23	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役 内ヶ島 敏博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区鳶元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR男浜幸日本-Y	
	製造業者名	株式会社高尾	
	型式試験番号	30071200	
	検定年月日	平成15年10月17日	
	検定番号	第30071200号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間	

24	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区上野七丁目6番5号 株式会社エイベックス	27	検定年月日	平成15年10月17日		
	代表者の氏名	代表取締役 望 月 光 三		検定番号	第30072600号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	神奈川県横浜市港北区新羽町610番地1 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間		
	型式 の 概 要	遊技機の種類		回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊
		型式名		シマンチュ - 30		製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
		製造業者名		株式会社エイベックス		型式 の 概 要	遊技機の種類
	型式試験番号	34054900		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	検定年月日	平成15年10月17日		型式名	CR武王伝説S		
	検定番号	第34054900号		製造業者名	豊丸産業株式会社		
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	型式試験番号	30071300	28	検定年月日	平成15年10月17日	
25	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	検定番号		第30071300号		
	代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月17日）から3年間		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社		
	型式 の 概 要	遊技機の種類			ぱちんこ遊技機	代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊
		遊技機の区分			遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
		型式名			CR武王伝説T	型式 の 概 要	遊技機の種類
		製造業者名	豊丸産業株式会社		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式試験番号	30071700	型式名		CR武王伝説M		
	検定年月日	平成15年10月17日	製造業者名		豊丸産業株式会社		
	検定番号	第30071700号	型式試験番号	30069900	29	検定年月日	平成15年10月17日
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	検定番号	第30069900号				
26	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間			
	代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目13番10号 株式会社メーシー販売			
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		代表者の氏名		代表取締役 別 所 直 鋼	
	型式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機		製造又は検査を行う 事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		型式 の 概 要	遊技機の種類
		型式名	CR武王伝説H	遊技機の区分			遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		製造業者名	豊丸産業株式会社				
	型式試験番号	30072600					

概要	型式名	CR新選組L
	製造業者名	株式会社メーシー販売
	型式試験番号	30069700
検定年月日	平成15年10月17日	
検定番号	第30069700号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月17日）から3年間	

道警察北見方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年10月17日

北海道警察北見方面本部長 菅井貞夫

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 契約 | ア 平成15年度北海道警察北見方面本部総合庁舎除排雪業務
イ 平成15年度北海道警察北見運転免許試験場除排雪業務 |
| (2) 資格 | 北海道警察北見方面本部総合庁舎又は北見運転免許試験場除排雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。） |
| (3) 役務の種類 | 北海道警察北見方面本部総合庁舎又は北見運転免許試験場除排雪業務 |

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合

- は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 平成15年12月1日から平成16年3月31日までの間において、次の除雪機械（運転者を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、除雪に必要とする時間帯に除雪作業員を従事させることができること。
ア トラクタショベル（ホイール型、容量2.3m³以上、可変プラウ付き）
イ トラクタショベル（ホイール型、容量2.3m³以上、スノーバケット付き）
ウ ダンプトラック（積載10t以上、差枠付き）
 - (7) 北見市内に本社、支店等の営業拠点があり、迅速な対応ができる者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成15年10月17日から11月4日まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称 北海道警察北見方面本部会計課
イ 提出先の所在地 北見市青葉町6番1号

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作

成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。